## 新旧対照表(機材分野)

項目	旧(2023年4月版)	新(2025年9月版)	理由
表3-6 間接費の内容	●「間接原価」は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び間接的に業務支援を行う 技術者の人件費並びに福利厚生費、水道光熱費等の経費から成る。	●「間接原価」は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び間接的に業務支援を行う 技術者 <u>(施工段階における施工監理や設計変更業務等の業務支援等も含む)</u> の人件費並 びに福利厚生費、水道光熱費等の経費から成る。	説明追加
/_1_?	日本円と基軸通貨、現地通貨の交換レートを積算時点において調査・検討し、積算時点	日本円と基軸通貨、現地通貨の交換レートを積算時点において調査・検討し、 <u>積算時点の前月末を最終月とした</u> 過去3ヶ月の平均レート	説明修正
4-1-3 積算方法・条件等 (1)通貨交換 レート	(記載なし)	<ul> <li>(参考事例)</li> <li>・日本の主要銀行に現地通貨と日本円の直接交換レートありの場合:         現地通貨 x 日本主要銀行TTS (対現地通貨) = 日本円</li> <li>・日本の主要銀行のTTSとTTBの乖離が大きい場合:         現地通貨 x 現地主要銀行TTB (対日本円) = 日本円</li> <li>・日本及び現地の主要銀行共に現地通貨と日本円の直接交換レートがない場合:         現地通貨 x 日本主要銀行TTS (対USD) ÷現地主要銀行TTB (対USD) = 日本円</li> </ul>	説明追加
(上記の続き) (2)積算時点		本マニュアルでいう調査終了月とは、概略設計調査が終了し帰国した月 <u>(原則として業務主任の帰国時点)</u> を指すものである。	説明追加
(上記続き) (3)価格の変動 1)基 本的考え方	(記載なし)	(注)公的機関の予測値や現地での調査データは積算時点で得られた最新データとする。協力準備調査中や積算審査中にそれらデータが更新された場合にも、更新された データには置き換えないこととする。	説明追加
【ローカルポーショ	の期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する。(物価変動係数は小数点第4位以下を	③ ①、②に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点まで の期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する <u>(例:物価上昇率12.362%の場合、物価上昇係数1.124により算定)</u> 。物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入する。	説明追加
(上記続き) 2)算定方法【外国調 達ポーション】	(積算時点で公表されている最新データを用いることを原則とする。) ② ①に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する(物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五	①積算時点で公表されている最新データを用いることを原則とするが、IMF等が設定している世界経済の経済成長率及び物価上昇率の予測値等も参照のうえ、その妥当性を確認する。 ②物価上昇率を設定する場合は、積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する(物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入)。	説明追加
達ポーション】	し、想定入札時点までの物価変動係数を設定する。 ②見積単価に上記手法で算出した物価変動係数を乗じて想定入札時点までの価格変動を 加味した単価を算出する(積算時点から想定入札時点までの期間のカウント方法は、積	①建設物価もしくは積算資料(いわゆる物価版)の <u>最新データを用いることを原則とするが</u> 、過去の価格により物価上昇率を推定し、想定入札時点までの物価変動係数を <u>予測のうえ、その妥当性を確認する</u> 。 ② <u>物価上昇率を設定する場合は</u> 、見積単価に上記手法で算出した物価変動係数を乗じて想定入札時点までの価格変動を加味した単価を算出する(積算時点から想定入札時点までの期間のカウント方法は、積算時点の翌月から想定入札時点の月までとする)。	説明追加
(上記続き) 2)算定方法	(記載なし)		説明追加
(8)機材価格の設定根 拠	積算時点最近月に刊行された物価情報誌およびその特別号(『積算資料』、『建設物価』等)数誌に掲載された価格を基礎として決定することを原則とするが、必要に応じて積算価格(単価)として適切に査定することとする。	積算時点最近月に刊行された物価情報誌およびその特別号(『積算資料』、『建設物価』等)数誌に掲載された価格を基礎として決定することを原則とするが <u>(原則、2誌の単価の平均を査定単価とする)</u> 、必要に応じて積算価格(単価)として適切に査定す	説明追加
4-2-1 機材費 表4-1 翻訳単価表	対象言語名← 翻訳単価← 備 考← フランス語、スペイン語、← ポルトガル語← 4,000← 同上← 特殊語(上記以外の言語)← 5,000← 同上←	対象言語名     対象言語名     対象言語名     マランス語、スペイン語、	内容変更(単価変更及び中 国語削除)
4-2-4 調達管理費 表 4-2 調達管理要員の 職階、格付(号)	国の基準等に準拠した職階中 格 付 (号) 中 技師長中 1 号中 2 号中 2 号中 3 号中 技師A中 3 号中 4 号中 技師B中 4 号中 技師C中 5 号中 技術員中 6 号中	国の基準等に準拠した職階→ 格 付(号)→ 主任技師→ 2 号→ 技師A→ 3 号→ 技師B→ 4 号→	内容変更(技師長と技師C、 技術員を削除)
4-2-4 調達管理費 補足事項:割引運賃 の利用について	ビジネスクラスについては、、、(中略)。ただし、全行程をY1料金とした場合よりも Y2料金が高額となる場合は、全行程をY1料金によることとする。	Y2料金が高額となる場合は、全行程をY1料金によることとする。   <u>航空券の渡航経路・航空会社の選定にあたっては、効率的かつ経済的な経路、航空会社</u>   <u>とし、見積りは複数の航空会社から徴収する。最低価格と想定される平日発着便を基本</u>	説明追加
(上記続き) 2)日当	出張手当として、出国・帰国等の旅行期間(日数)と現地滞在全期間(日数)を通算して支給する。 ③現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える現地調達管理要員	②現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>未満の</u> 現地調達管理要員 出張手当として、出国・帰国等の旅行期間(日数)と現地滞在全期間(日数)を通算して支給する。 ③現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>以上の</u> 現地調達管理要員 在外勤務手当が支給されるため、別途日当は支給しない。	内容変更 (6ヶ月 (180日) の取扱い)
(上記続き) 表4-3 日当単価表	格付(号) ← 日当(1日あたり) ← 1号← 4,500← 4,500← 3号← 3,800← 3,800← 5号← 3,800← 3,200← 3,200←	格付 (号) ← 日当 (1日あたり) ← 備考← 2 号← 4,500← ← 3 号← 3,800←	注釈追記
(上記続き) 3) 宿泊費	出張手当として、現地滞在全期間(日数)を通算して支給する。 なお、現地滞在期間が6ヶ月(180日)以下の現地調達管理要員については、上述した借上 宿舎の規模設定対象要員から除外する{4-2-4(1)4)①項の補足事項参照}。 ③現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える現地調達管理要員 業務関連経費(準備・跡片付対応)として、同期間の借上宿舎を控除することを前提に 現地調達管理業務開始日から30日(夜)間および検収、引渡し完了日までの30日(夜)間について支給する。ただし、特別の事情から借上宿舎の控除が適切でない場合は、そ	なお、現地滞在期間が6ヶ月(180日)未満の現地調達管理要員については、上述した借上宿舎の規模設定対象要員から除外する {4-2-4(1)4)①項の補足事項参照}。 ③現地滞在期間が6ヶ月(180日)以上の現地調達管理要員業務関連経費(準備・跡片付対応)として、同期間の <u>借上宿舎もしくはホテル等の</u> 費用	内容変更 ・6ヶ月(180日)の取扱い ・借上宿舎もしくはホテル 等の費用支給の取り扱い (工事着手日から30日及ひ 工事完了前30日の説明の削除)
(上記続き) 表4-5 宿泊費単価表	格付(号) ← 宿泊費(1 夜あたり) ← 1 号← 13,500← 13,500← 13,500← 11,600← 4 号← 11,600← 11,600← 6 号← 9,700←	格付 (号) ← 宿泊費 (1 夜あたり) ← 備考← 2 号← 13.500← ← 3 号← 11,600← ← 4 号← 11,600← 通訳は 4 号相当とする← (注) 原則は上記基準のとおりだが、3 号の宿泊費については、JICA「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の単価と金額が異なるため、同ガイドラインの日当単価を用いることも可とする。ただしその場合は、上記ガイドラインのとおり国内旅費は計上しない。←	注釈追記
5-2 実施設計費 5-2- 1 直接人件費(日本	国の基準等に準拠した職階←格付(号)←	国の基準等に準拠した職階← 格 付(号)←	内容変更(技師長を削除)
	表3-6 間接	# 1所採用の内容	### 1982-00 1

5-2-2 直接経費(1)通 訳費	言語     日当り単価     備 考←       普通語     54,000←     フランス語、中国語、スペイン語、ポルトガル語←       特殊語←     60,000←     普通語以外の言語←		内容変更(言語) 変更)
5-2-2 直接経費(3)旅 費・日当・宿泊費 補 足事項:割引運賃の 利用について	ビジネスクラスについては、、、(中略)。ただし、全行程をY1料金とした場合よりも Y2料金が高額となる場合は、全行程をY1料金によることとする。	ビジネスクラスについては、、、(中略)。ただし、全行程をY1料金とした場合よりも Y2料金が高額となる場合は、全行程をY1料金によることとする。 航空券の渡航経路・航空会社の選定にあたっては、効率的かつ経済的な経路、航空会社 とし、見積りは複数の航空会社から徴収する。最低価格と想定される平日発着便を基本 とし、出張期間に応じた適切な有効期限(1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月など)の航空運賃を採用 する。	説明追加
59 <sup>2)</sup> 日当 表5-3 日当単 価表	格付 (号) ← 日当 (1日あたり) ← 備考← 1 号← 4,500← ← 4,500← ← 3 号← 3,800← ← 3,800← 通訳は4号相当とする←	格付 (号) ← 日当 (1日あたり) ← 備考← 2号← 4,500← ← 3号← 3,800←	注釈追記
59 表5-5 宿泊費単価表	格付 (号) ← 宿泊費 (1 夜あたり) ← 備考← 1 号← 13,500← ← 13.500← ← 3 号← 11,600← ← 11,600← 通訳は 4 号相当とする←	格付 (号) ← 宿泊費 (1 夜あたり) ← 備考← 2 号← 13.500← ← 3 号← 11,600← ← 4 号← 11,600← 通訳は 4 号相当とする← (注) 原則は上記基準のとおりだが、3号の宿泊費については、JICA「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の単価と金額が異なるため、同ガイドラインの日当単価を用いることも可とする。ただしその場合は、上記ガイドラインのとおり国内旅費は計上しない。←	注釈追記
60 (4) 車両費	(記載なし)	当該車両の燃料費 = L × D × @ ←  L : 当該車両の運転 1 日あたり燃料消費量 = α × k W × H ←  D : 当該車両の運転 (稼動) 日数 ←  = {当該車両の供用日数 (拘束期間) − 当該車両の輸送 (回送) 期間 } ←  @ : 燃料単価←  α : 当該車両の運転 1 時間あたり燃料消費率 ←  k W : 当該車両の機関出力 (エンジン定格出力) ←  H : 運転 1 日あたり換算運転時間=3H/日 (運転時間あたり損料対象時間) ←	説明追加
60 (5)報告書等作成費 表5-6 翻訳単価表	対象言語名← 翻訳単価← 備 考← フランス語、スペイン語、← ポルトガル語← 4,000← 同上← 特殊語(上記以外の言語)← 5,000← 同上←		内容変更(単価変 国語削除)
5-3-2 直接経費(2)旅 費・日当・宿泊費 補 足事項:割引運賃の 利用について	ビジネスクラスについては、、、(中略)。ただし、全行程をY1料金とした場合よりも Y2料金が高額となる場合は、全行程をY1料金によることとする。	ビジネスクラスについては、、、(中略)。ただし、全行程をY1料金とした場合よりも Y2料金が高額となる場合は、全行程をY1料金によることとする。 航空券の渡航経路・航空会社の選定にあたっては、効率的かつ経済的な経路、航空会社 とし、見積りは複数の航空会社から徴収する。最低価格と想定される平日発着便を基本 とし、出張期間に応じた適切な有効期限(1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月など)の航空運賃を採用 する。	説明追加
69 (工品板を) 日当	①現地滞在期間が6ヶ月(180日)以下の場合 出張手当として、出国・帰国等の旅行期間(日数)と現地滞在全期間(日数)を通算して支給する。 ②現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える場合 赴任手当てとして、出国・帰国等の旅行期間(日数)についてのみ支給する。	①現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>未満の</u> 常駐、その他の調達監理技術者 出張手当として、出国・帰国等の旅行期間(日数)と現地滞在全期間(日数)を通算して支給する。 ②現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>以上の</u> 常駐、その他の調達監理技術者 在外勤務手当が支給されるため、別途日当は支給しない。	内容変更(6ヶ月 の取扱い)、及び の場合の日当の取
70 務上日当を必要とす	調達監理業務として、、、(中略)、現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える当該業務要員(常駐、その他の調達監理技術者)について、往復の旅行日数と目的地滞在日数を通算した日当を計上(支給)することができるものとする。	→ (骨) → への地の囲法を理は歩き) について、分復の歩行口数 レ 目的地選左口数を通算	内容変更(6ヶ月 の取扱い)
70 <sup>(上記続き)</sup> 3)宿泊費	日本のコンサルタントから派遣される現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える日本人技術者(常駐、その他の調達監理技術者)および現地傭人(宿舎を必要とする場合に限られる)は、借上宿舎(ホテル、貸家等)に宿泊することを原則とし、、、(以下中略)①現地滞在期間が6ヶ月(180日)以下の常駐、その他の調達監理技術者出張手当として、現地滞在全期間(日数)を通算して支給する。なお、現地滞在期間が6ヶ月(180日)以下の常駐、その他の調達監理技術者については、上述した借上宿舎の規模設定対象要員から除外する[4-2-4(1)4)①項の補足事項参照]。②現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える常駐調達監理技術者業務関連経費(準備・跡片付対応)として、調達実施期間を通して現地に常駐する調達監理技術者に限り、同期間の借上宿舎を控除することを前提に現地調達監理業務開始日から30日(夜)間および検収、引渡し完了日までの30日(夜)間について支給する。ただし、特別の事情から借上宿舎の控除が適切でない場合は、その理由を明確に提示することにより計上することができる。	日本のコンサルタントから派遣される現地滞在期間が6ヶ月(180日)以上の日本人技術者(常駐、その他の調達監理技術者)および現地傭人(宿舎を必要とする場合に限られる)は、借上宿舎(ホテル、貸家等)に宿泊することを原則とし、、、(以下中略) ①現地滞在期間が6ヶ月(180日)未満の常駐、その他の調達監理技術者出張手当として、現地滞在全期間(日数)を通算して支給する。なお、現地滞在期間が6ヶ月(180日)未満の常駐、その他の調達監理技術者については、上述した借上宿舎の規模設定対象要員から除外する{4-2-4(1)4)①項の補足事項参照}。②現地滞在期間が6ヶ月(180日)以上の常駐調達監理技術者業務関連経費(準備・跡片付対応)として、調達実施期間を通して現地に常駐する調達を理技術者に関い、同期間の供上室会ましてはままり等の専用を支給する。	内容変更 ・6ヶ月(180日) ・借上宿舎もしく 等の費用支給の取 (工事着手日から 工事完了前30日の 除)
70 務上宿泊費を必要と	施工監理業務として、、、(中略)、現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える当該業務要員(常駐、その他の調達監理技術者)について、目的地滞在日数を通算した宿泊費を計上(支給)することができるものとする。	施工監理業務として、、、(中略)、現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>以上の</u> 当該業務要員 (常駐、その他の調達監理技術者)について、目的地滞在日数を通算した宿泊費を計上 (支給)することができるものとする。	内容変更(6ヶ月 の取扱い)
71 (3) 手当 1) 日本人技 術者の手当 ①在外勤 務手当 (月額)	現地滞在期間が6ヶ月(180日)を超える常駐、その他の調達監理技術者については、その全滞在期間について在外勤務に係る手当を支給するものとし、5-3-1(3)項によりそれぞれの格付(号)に応じ設定された賃金(月額)に基づき、下記により算定する。なお、現地滞在期間が6ヶ月(180日)以下の常駐、その他の調達監理技術者については、出張手当てとしての日当・宿泊費を支給するものとし、5-3-2(2)2)、3)項により算定し、直接経費の旅費・日当・宿泊費として計上する{4-2-4(1)4)①項の補足事項参照}。	の格付(号)に応じ設定された賃金(月額)に基づき、下記により算定する。 なお、現地滞在期間が6ヶ月(180日) <u>未満</u> の常駐、その他の調達監理技術者については、	内容変更(6ヶ月 の取扱い)
第6章 積算結果の整理 表6-1 概略事業費 (無償)積算内訳書 7.保守契約費	(記載なし)	様式に付表6-9を追加(従来の付表6-9 機材比較表は6-10に繰り下げ)	様式追加
付表6-2 事業実施工程表	項 目 4 5 6 契 交換公文(E/N)締結	項 目 4 5 6 契 交換公文(E/N)締結	支払スケジュール
船舶建造(造船)案 件に係る積算方針 表5-1 標準一般管理 費等率	対象額 標準一般管理費等率 500万円以下 21.78% 500万円を超え G <sub>1</sub> = -3.598 Log (C <sub>1</sub> ) + 45.883 30億円以下 ただしG <sub>1</sub> :標準一般管理費等率(%) C <sub>1</sub> :対象額(単位:円) 30億円を超えるもの 11.78%	対象額中 標準→般管理費等率中 26.17%中 500万円以下中 26.17%中 500万円を超え中 G1= -1.4357 Log (C1) + 35.789中 ただしG1:標準→般管理費等率(%)← C1:対象額(単位:円)中 30億円を超えるもの中 22.18%中	内容変更
(工品の祝さ)リ海	自航にて現地指定港又は国内積出港まで海上輸送をおこなう場合の船舶(航海)保険料は、損害保険会社より保険料率の見積を徴収し、最小の保険料率をもって以下のとおり積算する。  船舶(航海)保険料 = (工事価格) × (船舶保険料率)		内容変更